



2024年9月号（第18号）
発行／静岡労働基準監督署

〒420-0858
静岡市葵区伝馬町24-2
相川伝馬町ビル2階・3階
TEL 054-252-8165

静岡県最低賃金の改正について



県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「静岡県最低賃金」が、静岡地方最低賃金審議会の答申どおり改正決定し、左記のとおり改正することとなりました。

賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」を始めとした各種支援策や、「静岡働き方改革推進支援センター」や「よろず支援拠点」での無料相談などをご活用いただき、新しい最低賃金へのご対応をお願いいたします。

※この改正に伴い、静岡県特定最低賃金の「鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金」（時間額1,012円）、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業」（時間額1,028円）、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（時間額997円）が適用される労働者については、令和6年10月1日からそれぞれの特定最低賃金額が静岡県最低賃金額を下回るため、令和6年10月1日からそれぞれの特定最低賃金が改正されるまでの間、静岡県最低賃金額（時間額1,034円）が適用されます。

静岡県 最低賃金

令和6年
10月1日から
時間額

1,034円

前年比
50円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
検索

最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金に関する
お問い合わせは静岡労働局
または監督署内の労働基準監督官へ

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに合わせた支援策等を
掲載しています。

中小企業雇用促進の取組へ
最大
500万円
助成金

最低賃金に
関する
特設サイト



静岡労働局
労働基準部
賃金室



賃金引上げ
特設ページ



管内における定期健康診断有所見率と職業性疾病発生状況

静岡労働基準監督署では、10月1日から7日までの全国労働衛生週間に向け、管内の事業場の令和5年1年間の定期健康診断の状況、職業性疾病の発生状況についてとりまとめました。

「添付資料をご覧ください。」

管内における一般定期健康診断の有所見率は増加傾向にあり、また、職業性疾病による休業4日以上死傷災害も横ばいの状態が続いております。

この機会に、過重労働の防止やメンタルヘルス対策などの健康確保対策について総点検を実施し、自主的な労働衛生管理活動の着実な推進を図りましょう。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

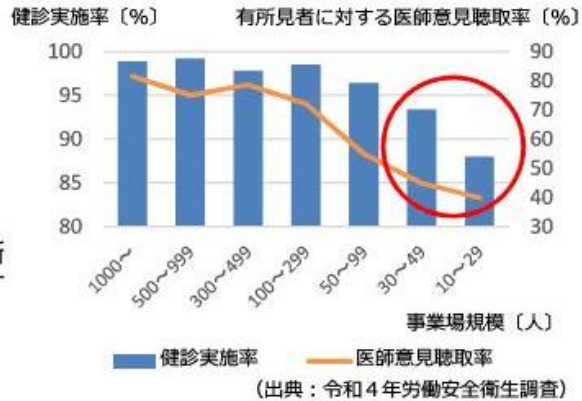
- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



＜事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合＞



＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2.医療保険者との連携

- **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

定期健康診断
リーフレット



医師意見聴取
事後措置フロー
リーフレット



静岡市地域産業保健
センターHP



清庵地域産業保健
センターHP



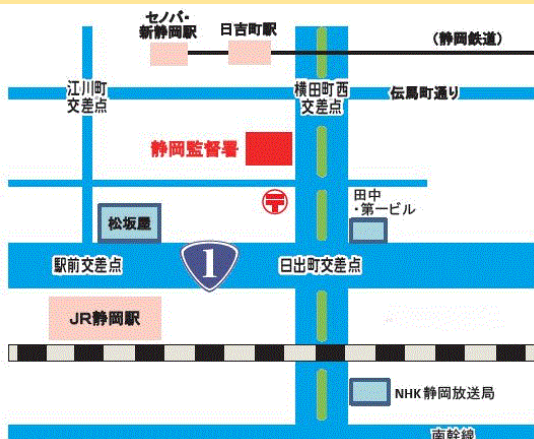
コラボヘルス
リーフレット



エイジフレンドリー
補助金のご案内
はこちら



静岡労働基準監督署へのアクセス



- JR静岡駅より徒歩約10分
- 静岡鉄道日吉町駅より徒歩約5分
- 申し訳ありませんが、駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

編集後記

大雨時には鉄道の運転見合わせがあり、職員の通勤に困難となるという、まさにBCP対応を考えさせられました。静岡県は地震、津波、噴火、大雨、洪水といった様々な要因への対応が求められることを痛感しました。

定期健康診断結果における有所見率の推移

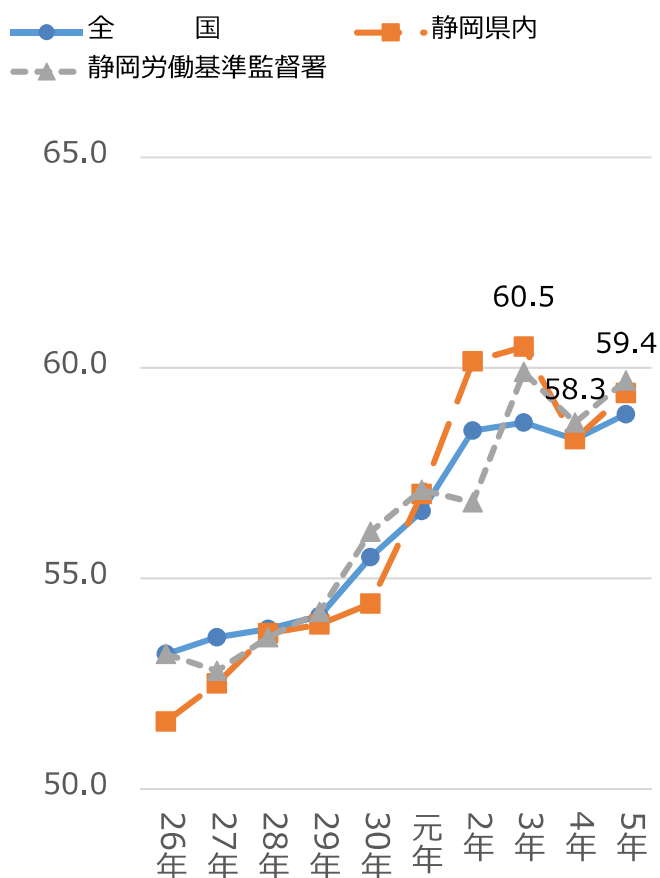
静岡労働基準監督署管内の事業場から提出のあった「定期健康診断結果報告書」の集計結果を見ると、令和3年まで右肩上がりでも所見率が増加し、令和3年の有所見率は60.5%となりました。令和4年は減少しましたが、令和5年に再び増加し59.4%となりました。

引き続き、有所見率の改善に向けて下記の対策に取り組みましょう。

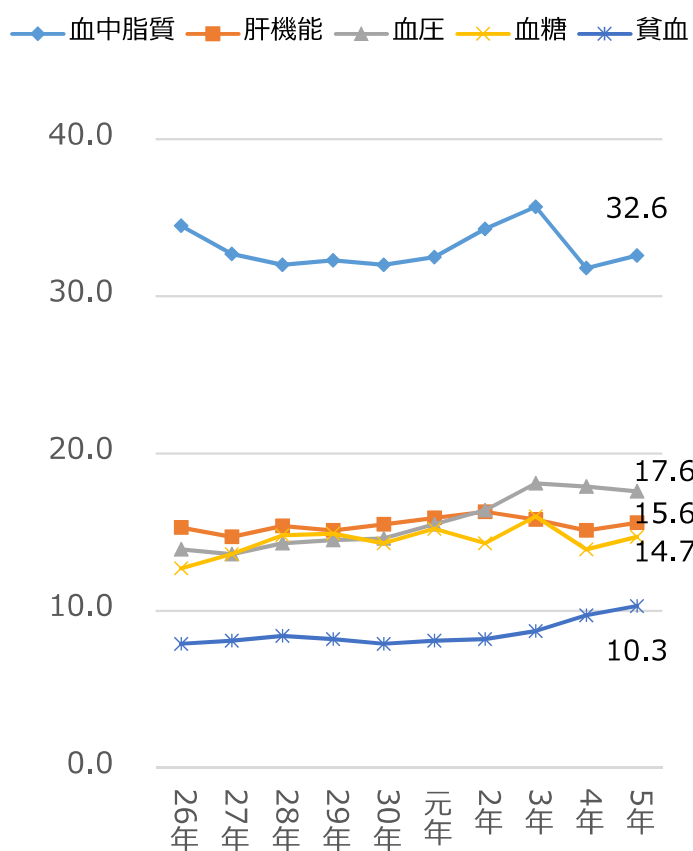
定期健康診断有所見率の改善に向けた主な対策

- ① 有所見者についての医師からの意見聴取及び必要に応じて作業転換、労働時間の短縮等の定期健康診断結果に基づく措置の実施
- ② 生活習慣病の改善が必要とされる場合には、特定保健指導の勧奨
- ③ 有所見者等が食生活の改善等に取り組むことや、医療機関への受診勧奨、定期健康診断結果に基づく栄養改善、運動等の保健指導の実施
- ④ 栄養改善、運動等に取り組むことについての健康教育及び健康相談の適切な実施

有所見率（％）の推移



項目別 有所見率（％）の推移



職業性疾病発生状況の推移

静岡労働基準監督署管内における職業性疾病は、休業4日以上死傷災害の件数は、近年、年間50件程度で推移しています。（新型コロナウイルスのり患による災害を除く）

その内容は、6割以上を腰痛が占めています。「職場における腰痛予防対策指針」に基づいた対策のほか、健康増進などの健康経営に取り組みましょう。

また、化学物質による健康障害の防止や、熱中症予防などの対策に取り組みましょう。

